

犬の手帳



葛飾区

目 次

	ページ
1 犬の写真と情報	2
2 狂犬病予防注射について	5
3 犬の飼育マナー	7
4 犬が人を咬んでしまったら	9
5 犬が行方不明になったら	10
6 災害時の対応	10
7 愛犬の登録は マイクロチップ? or 鑑札?	12
8 犬に関する各種窓口	13



1 犬の写真と情報

犬の写真

呼び名

鑑札番号

マイクロチップ番号

◎犬の写真と情報は、災害時に愛犬と一緒に避難するときなどに役立ちます。

犬の名前	
犬種	
生年月日	年 月 日
性別	オス ・ メス
毛色・特徴	
よく食べる物	
持病等 特記事項	
飼い主	
連絡先	

<病院等記録>

かかりつけ動物病院

TEL

診療記録

年月日

病名・症状等

その他ワクチン接種歴

ワクチン名

接種年月日

2 狂犬病予防注射について

年月日	済票番号	年月日	済票番号
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	

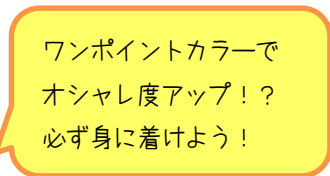
◎狂犬病予防法により、飼い主は飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務付けられています。

◆狂犬病予防注射

生後 91 日以上の子犬は、毎年 1 回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

注射のあとは、「狂犬病予防注射済票」の交付を受け、首輪などにつけてください。

狂犬病予防注射済票は年度ごとに発行されます。毎年忘れずに交付を受けましょう。



ワンポイントカラーで
オシャレ度アップ！？
必ず身に着けよう！



※年度毎に色が変わります。
(赤・青・黄のどれか)

3 犬の飼育マナー

保健所には犬についての苦情が多く寄せられています。

犬を飼っている人も飼っていない人も快適に過ごせるよう、飼育マナー遵守にご配慮ください。

◆ ふん尿の始末をすること

犬の散歩をさせるときは、ふん尿を処理するための用具を携帯し、適切な処理をしてください。トイレは自宅で済ませてから、散歩させましょう。

◆ 最期まで責任を持って飼うこと

やむをえない理由で飼い続けることができなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。どうしても見つからない場合に限り、東京都動物愛護相談センター（P. 14 参照）にご相談ください。

◆ しつけを行うこと

犬の無駄吠えによって、近隣住民とトラブルになるケースが多発しています。

インターホンの音や人影などに過剰に反応しないようしつけを行いましょう。

◆ リードをつけること

散歩のときは必ず犬にリードをつけてください。驚いた犬が突然人を咬んだり、飛び出して人を転倒させけがを負わせたりする場合があります。犬の行動をコントロールできる人が散歩を行い、周囲に気を配るようにしてください。

飼育マナーを守りましょう！



4 犬が人を咬んでしまったら

飼い主は傷の大小にかかわらず、事故発生時から 24 時間以内に事故及びその後の措置について、保健所生活衛生課に届出をしましょう。また、48 時間以内にその犬を狂犬病の有無について、獣医師に検診させなければなりません。

検診を受けさせる

以下条件を全て満たす犬・・・2回検診

登録がある

その年度有効の狂犬病予防注射を受けている

上記以外の犬・・・・・・・・・・3回検診

初回検診 事故発生から 48 時間以内

2回目検診 1回目検診から 1週間後

3回目検診 2回目検診から 1週間後

※検診終了後、保健所に検査証明書を提出します。

5 犬が行方不明になったら

飼い犬が行方不明になった場合は、保健所、東京都動物愛護相談センター、警察署へ連絡してください。(P. 14 参照)

動物愛護相談センターに収容された飼い犬を引き取るには、保健所の窓口で返還申請手続きが必要です。その後、動物愛護相談センターで引き取りを行ってください。

動物愛護相談センターのホームページには、保護された動物の画像が掲載されています。

6 災害時の対応

災害時は、人命救助が優先されます。

避難所にも、犬の災害用品の備えはありません。

いざというときのために、日ごろから愛犬の防災対策を行いましょう。

～犬の防災対策の重要ポイント～

- ・自宅で安全に生活できる場合は、避難所ではなく「在宅避難」しましょう。
- ・区内すべての学校避難所に、犬をつれて避難(同行避難)できます。
- ・避難所内で犬は、ケージやクレートに入り、人の避難場所と分けて生活します。エサなどと一緒に、忘れずに持っていきましょう。



詳しくは「ペットの防災
ハンドブック」を読もう！

コチラから
チェック！



7 愛犬の登録は、 マイクロチップ?or 犬鑑札?



登録の方法は、

- ①マイクロチップや飼い主の情報などをオンラインで登録する方法 と、
- ②お住まいの自治体でお手続きのうえ、犬鑑札の交付を受ける方法の2種類があります。

犬の所在地・所有者などの変更があったときは、新しい所在地の区市町村へ届け出るか、オンラインでの変更登録が必要です。(P. 13 参照)

8 犬に関する各種窓口一覧

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付・死亡届に関すること

- ・保健所 生活衛生課（青戸 4-15-14）
電話 3602-1242
- ・各区民事務所

区外転居や区外の方に犬を譲渡したとき

- ・新しい所在地の区市町村にお問い合わせください。

区内転居や区内の方に犬を譲渡したとき

<マイクロチップでの登録の場合>

- ・「犬と猫のマイクロチップ
情報登録サイト」で
情報変更手続き



※コールセンター 電話 6384-5320

<犬鑑札をお持ちの場合>

- ・生活衛生課または区民事務所で届出

人を咬んだとき (P. 9参照)

- ・保健所 生活衛生課 (青戸 4-15-14)
電話 3602-1242

行方不明になったとき (P. 10参照)

- ・保健所 生活衛生課 (青戸 4-15-14)
電話 3602-1242

- ・東京都動物愛護相談センター
(世田谷区八幡山 2-9-11)
電話 3302-3507

- ・葛飾警察署 (立石 2-7-9)
電話 3695-0110
- ・亀有警察署 (新宿 4-22-19)
電話 3607-0110

※遺失物届を警察署又は交番に届出

遺体の処理(有料の共同火葬)に関するこ と

- ・葛飾清掃事務所 (立石 5-13-1)
電話 3693-6113



動物好きな飼い主さんへ



区では、災害時に、避難所や保健所で、ペットに関わるサポートをする「災害時ペット管理ボランティア」を募集しています。

ボランティア活動に興味のある方は奮ってご応募ください！



詳しくは
こちらから



犬の手帳

平成30年2月発行
(令和8年3月版)

編集・発行：葛飾区健康部（保健所）
生活衛生課

協力：東京都獣医師会葛飾支部

〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14
健康プラザかつしか内